

議第43号

呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について

呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年呉市条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の人員等に関する基準を定めるものとする。

（地域包括支援センターの人員等に関する基準）

第2条 法第115条の46第5項に規定する条例で定める地域包括支援センターの人員等に関する基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。